

審議項目④「地域間格差」⇒「コミュニティの地域特性及び数量的格差」

審議項目④の項目名を見直し、「コミュニティ間における数量的格差と地域特性」とする。

【行政に求める事項】

行政の責務である「公平性の担保」のために、各コミュニティが一定の活動を行うことができる環境を整え、同じスタートラインとなるよう施策を講じること。特に、十分な貸館収入が見込めないコミュニティ・センターへの対応に留意すること。

1、13 地区コミュニティの基礎的条件を整えること

◆財政面の支援

- ・まちづくり交付金※審議項目①
- ・指定管理委託料
- ・「第三の交付金」の創設

◆ハード面の支援

- ・コミュニティ・センター整備※審議項目⑤

◆ソフト面の支援

- ・まちづくり計画策定支援※審議項目②

2、コミュニティ活動の活力度を測る「指標」を提示すること ※コミュニティ側も同様

◆地域の特性に応じた指標の提示

- 指標例
- ◇活動経費に対する参加人数の割合（年齢階層別、男女別、職業別、他）
 - ◇NPO、市民活動団体、他コミュニティ等との連携
 - ◇継続性
 - ◇企画の面白さ、斬新さ、先駆性 ※審議項目③

3、人材確保・人材育成、研修等を充実させること ※審議事項③

- ◆事務局長会議における意見交換会、情報交換会の開催
- ◆（追加）事務局スタッフ研修、コミュニティ合同研修の開催

【コミュニティに求める事項】

それぞれの地域特性に応じたコミュニティ活動の企画・実施、まちづくり計画に則った活動の実施を求める。

地域の特性に応じたコミュニティ活動の実施 ※審議事項③

- ◆地域特性（地域文化、地域産業等）を活かした魅力あるコミュニティ活動の展開
- ◆地域特性に応じた指標による事業監査の充実 ※上記2
- ◆現役世代の参加促進 ※審議項目③
 - 地域文化・伝統行事を中心に、三世代にまたがる事業の立案
- ◆地域ニーズの把握と掘り起こし ※審議項目③
 - ・地域ニーズ把握のためのアンケート
 - ・住民満足度アンケート